

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年6月27日
【発行者名】	福岡リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 松尾 正俊
【本店の所在の場所】	福岡市博多区住吉一丁目2番25号
【事務連絡者氏名】	株式会社福岡リアルティ 専務取締役財務部長 沖田 尚
【連絡場所】	福岡市博多区住吉一丁目2番25号
【電話番号】	092-272-3900
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【提出理由】

平成18年6月27日開催の本投資法人投資主総会において、本投資法人の規約の変更が承認されましたので、証券取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

(下線部分は変更箇所を示します)

変更前	変更後
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 <u>本規約で設立する投資法人は、福岡リート投資法人（以下「本投資法人」という。）と称し、英文ではFukuoka REIT Corporationと表示する。</u>	(商号) 第1条 <u>本投資法人は、福岡リート投資法人と称し、英文ではFukuoka REIT Corporationと表示する。</u>
(公告の方法) 第4条 <u>本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告方法) 第4条 <u>本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 投資口	第2章 投資口
(発行する投資口の総口数) 第5条 <u>本投資法人の発行する投資口の総口数は、200万口とする。</u> 2. <u>本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えることとする。</u> 3. <u>本投資法人は、第1項の総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、投資口の追加発行を行うことができる。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産の内容に照らして公正な価額として役員会で決定した価額とする。</u>	(発行可能投資口総口数) 第5条 <u>本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。</u> 2. <u>本投資法人が発行する投資口の払込金額の総額のうち、国内において募集される投資口の払込金額の占める割合は、100分の50を超えることとする。</u> 3. <u>本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、募集投資口の発行を行うことができる。当該募集投資口の発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を得た価額とする。</u>
(投資口の払戻し) 第6条 <u>本投資法人は、投資主（実質投資主（以下に定義する。）を含む。以下同じ。）の請求による投資口の払戻しを行わない。</u>	(投資口の払戻し) 第6条 <u>本投資法人は、投資主（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）を含む。以下同じ。）の請求による投資口の払戻しを行わない。</u>
(投資口の取扱いに関する事項) 第7条 <u>本投資法人が発行する投資証券の種類並びに投資口の名義書換（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）への記載又は記録を含む。以下同じ。）<u>、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行、その他の手続並びにその手数料は、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによるものとする。</u></u>	(投資口の取扱いに関する事項) 第7条 <u>本投資法人が発行する投資証券の種類並びに投資主名簿（実質投資主に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行、その他の手続並びにその手数料は、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規程によるものとする。</u>

変更前	変更後
<p>(投資法人が常時保持する最低限度の純資産額)</p> <p>第8条 本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。</p> <p>第3章 投資主総会 (投資主総会の開催場所及び頻度)</p> <p>第9条 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を福岡県内として、2年に1回以上開催する。</p> <p>(投資主総会の招集者)</p> <p>第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が投資主総会を招集する。</p> <p>(投資主総会の決議方法)</p> <p>第14条 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>(書面による議決権の行使)</p> <p>第16条 投資主総会に出席しない投資主は、書面において議決権を行使することができる。</p> <p>2. (記載省略) (みなし賛成)</p> <p>第18条 (記載省略)</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第19条 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された投資主をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができる。</p>	<p>(最低純資産額)</p> <p>第8条 本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とする。</p> <p>第3章 投資主総会 (投資主総会の開催頻度)</p> <p>第9条 本投資法人の投資主総会は、2年に1回以上開催する。</p> <p>(投資主総会の招集者)</p> <p>第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を得てこれを招集する。</p> <p>(投資主総会の決議方法)</p> <p>第14条 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>(書面による議決権の行使)</p> <p>第16条 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行のとおり) (みなし賛成)</p> <p>第18条 (現行のとおり)</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第19条 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。ただし、決算期から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合に限る。</p> <p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載または記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができる。</p>

変更前	変更後
<p>(投資主総会議事録)</p> <p>第20条 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員がこれに記名捺印する。</p> <p>第4章 <u>執行役員及び監督役員並びに役員会</u> (<u>執行役員及び監督役員</u>の員数並びに役員会の構成)</p> <p>第21条 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>執行役員と監督役員</u>は役員会を構成する。</p> <p>(<u>執行役員及び監督役員</u>の選任)</p> <p>第22条 <u>執行役員及び監督役員</u>は、投資主総会の決議をもって選任する。ただし、法令の規定により選任されたものとみなされる<u>執行役員及び監督役員</u>は、この限りではない。</p> <p>(<u>執行役員及び監督役員</u>の任期)</p> <p>第23条 <u>執行役員及び監督役員</u>の任期は、<u>就任後</u>2年とする。ただし、補欠又は増員のため選任された<u>執行役員及び監督役員</u>の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>(役員会招集者及び議長)</p> <p>第24条 法令に別段の定めがある場合のほか、役員会は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 役員会の招集通知は、各<u>執行役員及び監督役員</u>に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、<u>執行役員及び監督役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p> <p>(役員会議事録)</p> <p>第26条 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した<u>執行役員及び監督役員</u>がこれに記名捺印する。</p> <p>(<u>執行役員及び監督役員</u>に対する報酬)</p> <p>第27条 各執行役員の報酬は月額100万円を上限として役員会にて定める金額を各月の最終営業日までに支払うものとする。また、各監督役員に対する報酬は、月額30万円を上限として役員会にて定める金額を各月の最終営業日までに支払うものとする。</p>	<p>(投資主総会議事録)</p> <p>第20条 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員がこれに記名捺印する。</p> <p>第4章 <u>役員</u>及び役員会 (<u>役員</u>の員数並びに役員会の構成)</p> <p>第21条 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>役員</u>（<u>執行役員及び監督役員</u>をいう。以下同じ。）は役員会を構成する。</p> <p>(<u>役員</u>の選任)</p> <p>第22条 <u>役員</u>は、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>(<u>役員</u>の任期)</p> <p>第23条 <u>役員</u>の任期は、<u>選任後</u>2年とする。ただし、補欠として又は増員のため選任された<u>役員</u>の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>(役員会招集者及び議長)</p> <p>第24条 法令に別段の定めがある場合のほか、役員会は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において<u>予め</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 役員会の招集通知は、各<u>役員</u>に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、<u>役員</u>全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p> <p>(役員会議事録)</p> <p>第26条 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した<u>役員</u>がこれに記名捺印する。</p> <p>(<u>役員</u>に対する報酬)</p> <p>第27条 各執行役員の報酬は月額100万円を上限として役員会にて定める金額を各月の最終営業日までに支払うものとする。また、各監督役員に対する報酬は、月額30万円を上限として役員会にて定める金額を各月の最終営業日までに支払うものとする。</p>

変更前	変更後
<p>(<u>執行役員及び監督役員</u>の責任免除)</p> <p>第28条 本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員</u>による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該<u>執行役員又は監督役員</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該<u>執行役員又は監督役員</u>の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができるものとする。</u></p> <p>1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間（第37条に規定する営業期間をいう。以下同じ。）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（本条第2号に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p>2) <u>当該執行役員又は監督役員が投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p> <p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>第36条 (記載省略)</p> <p>2. 借入金及び投資法人債の発行限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額は1兆円を超えないものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>第8章 計算 (金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>ア. 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第136条第1項に定める利益の金額</u>（以下「<u>分配可能金額</u>」という。）は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとする。</p> <p>イ. (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p>	<p>(<u>役員</u>の賠償責任の免除)</p> <p>第28条 本投資法人は、<u>役員</u>の投信法第115条の6第1項の責任について、当該<u>役員</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該<u>役員</u>の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>第36条 (現行のとおり)</p> <p>2. 借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額は1兆円を超えないものとする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>第8章 計算 (金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>ア. 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第137条第1項に定める利益の金額</u>（以下「<u>分配可能金額</u>」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとする。</p> <p>イ. (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p>

変更前	変更後
<p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載または記録のある投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。また、<u>本投資法人は、営業期間中に新たに発行された投資口に関する金銭の分配額について、役員会の決定により、分配額を日割により計算ができるものとする。</u></p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、投資主総会において選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">第10章 業務及び事務の委託 (業務及び事務の委託)</p> <p>第42条 (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であって、<u>投信法第111条に定める事務(以下「一般事務」という。)については第三者に委託する。</u></p> <p>第11章 <u>投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務委託会社</u></p> <p><u>(成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)</u></p> <p>第43条 <u>本投資法人の成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙I及び別紙IIに定めるとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載または記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第9章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p>第39条 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 業務及び事務の委託 (業務及び事務の委託)</p> <p>第42条 (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であって、<u>投信法第117条に定める事務(以下「一般事務」という。)については第三者に委託する。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(消費税及び地方消費税)</u></p> <p>第43条 <u>本投資法人は、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法(昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。)上課税対象項目とされるもの(以下、総称して「課税対象項目」という。)に課税される消費税及び地方消費税等を負担するものとし、その消費税及び地方消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。</u></p>

変更前	変更後
(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)	(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)
第44条 本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準については、本規約の一部を構成する別紙1(6)に定めるとおりとする。	第44条 本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準については、本規約の一部を構成する別紙に定めるとおりとする。
<u>第12章 附則</u>	(削除) (削除)
(設立企画人)	
第45条 本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。 <u>設立企画人</u> 名称：株式会社福岡リアルティ 住所：福岡市博多区住吉一丁目2番25号	
(設立企画人報酬)	(削除)
第46条 設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として5,000万円を受領する。	
(設立の際発行する投資口の発行価額及び口数)	(削除)
第47条 本投資法人の設立時に発行する投資口の発行価額は1口当たり50万円とし、発行口数は250口とする。	
(投資法人の負担に帰すべき設立費用並びにその内容及び金額)	(削除)
第48条 本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、設立登記の登録免許税、金融機関の取扱手数料、創立総会に関する費用、本投資法人の設立に係る専門家(弁護士、公認会計士及び税理士等)に対する報酬及びその他設立のための事務に必要な費用とし、その金額は総額金5,000万円を上限とする。	
(設立当初及び第二期の営業期間)	(削除)
第49条 第37条の規定にかかわらず、設立当初の営業期間は投資法人設立の日から平成16年8月末日までとし、第二期の営業期間は平成16年9月1日から平成17年8月末日までとする。本条は第二期の終了後に削除する。	
制 定 平成16年6月30日 一部変更 平成16年8月20日	制 定 平成16年6月30日 一部変更 平成16年8月20日 一部変更 平成18年6月27日

変更前	変更後
<p style="text-align: right;">(別紙 I)</p> <p>1. <u>成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要</u></p> <p>(1) <u>名称及び住所</u> 株式会社福岡リアルティ 福岡市博多区住吉一丁目2番25号</p> <p>(2) <u>委託すべき業務の内容</u></p> <p>① <u>本投資法人の資産の運用に係る業務</u> ② <u>本投資法人が行う資金調達に係る業務</u> ③ <u>本投資法人への報告業務</u> ④ <u>その他上記に付随する業務</u></p> <p>(3) <u>契約期間</u> 本投資法人が投信法に基づく登録を受けた日から2年間とし、期間満了の3ヶ月前までに相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、さらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。</p> <p>(4) <u>契約期間中の解除に関する事項</u></p> <p>① <u>各当事者は、相手方に対し3ヶ月前までに書面をもって解除の通知をし、本投資法人の場合は投資主総会の承認を得た上で、投資信託委託業者の場合は本投資法人の同意を得た上で、契約を解除することができる。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、本投資法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の決議により、契約を解除することができる。</u> ア. <u>投資信託委託業者が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき</u> イ. <u>前号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき</u></p> <p>③ <u>本投資法人は、投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除しなければならない。</u> ア. <u>投資信託委託業者でなくなったとき</u> イ. <u>投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき</u> ウ. <u>解散したとき</u></p> <p>(5) <u>契約内容の変更に関する事項</u> この契約は、投信法その他関係法令との整合性及び準則性を遵守して、本投資法人の役員会の承認を得た上で、当事者間の合意により変更できる。</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p>(6) <u>資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期</u></p> <p>① 運用報酬 1 (記載省略)</p> <p>② 運用報酬 2 (記載省略)</p> <p>③ 運用報酬 3 (記載省略)</p> <p>④ 運用報酬 4 (記載省略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙II)</p>	<p><u>投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期</u></p> <p><u>本投資法人が運用資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を投資信託委託業者の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</u></p> <p>① 運用報酬 1 (現行のとおり)</p> <p>② 運用報酬 2 (現行のとおり)</p> <p>③ 運用報酬 3 (現行のとおり)</p> <p>④ 運用報酬 4 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p><u>2. 成立時の資産の保管を行う資産保管会社の名称、住所並びに締結すべき契約の概要</u></p> <p>(1) <u>名称及び住所</u> <u>三菱信託銀行株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u></p> <p>(2) <u>委託すべき業務の内容</u></p> <p>① <u>規約に従って本投資法人が取得する特定資産及びそれ以外の資産の保管に係る業務</u></p> <p>② <u>本投資法人が収受する金銭の保管に係る業務</u></p> <p>(3) <u>契約期間</u> <u>本投資法人が投信法に基づく登録を受けた日から2年間とし、期間満了の3か月前までに相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、さらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。</u></p> <p>(4) <u>契約期間中の解除に関する事項</u></p> <p>① <u>各当事者は、その相手方が契約に定める義務又は債務を履行しないときは、相手方に相当の期間を定めて通知催告を行うことにより、契約を解除することができる。</u></p> <p>② <u>各当事者は、その相手方が支払いの停止もしくは手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは滞納処分を受けたとき、解散原因の発生、又は破産、特別清算開始、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる倒産手続開始の申し立てがなされたときは通知催告その他の手続を要せずに契約を解除できる。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

変更前	変更後
<p>(5) <u>契約内容の変更</u> <u>当事者間で協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、契約内容の変更ができる。</u></p> <p>(6) <u>報酬</u></p> <p>① <u>資産保管業務に係る報酬（以下「資産保管業務報酬」という。）は、本投資法人の直前の決算日を最終日とする各計算期間（以下「計算期間」という。）において、本投資法人の直前決算期における貸借対照表上の資産総額（投信法第131条に定める承認を受けた、投信法第129条第1項第1号に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいう。以下同じ。）に基づき以下の基準報酬額表により算定した額を上限とし、その資産構成に応じて算出した金額に消費税を加算した額とする。</u></p> <p>② <u>経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議のうえ、資産保管業務報酬の金額を変更することができる。なお、当該協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を本投資法人が資産保管会社に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とする。</u></p> <p>③ <u>第1項の定めにかかわらず、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期（当該計算期間初日までに本投資法人の第1回目の決算期が到来していない場合には設立日とする。）における貸借対照表上の出資総額が5億円以下の場合、当該報酬の金額は月額5万円（消費税別）とする。なお、当該計算期間中に本投資法人の出資総額が5億円を超えた場合は、出資総額が5億円を超えた日を基準日として、当該計算期間の初日から基準日（同日を含まない。）までの期間の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で60万円を按分計算した金額と、基準日（同日を含む。）から当該計算期間末日（同日を含む。）までの期間の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で、基準日における出資総額に基づき以下の基準報酬額表により計算した額を按分計算した金額の合計金額に消費税を加算した金額とする。</u></p>	

変更前		変更後
<u>資産総額</u>	<u>算定方法（年率）</u>	
<u>100億円以下の部分につき</u>	<u>資産総額 × 0.070%</u>	
<u>100億円超500億円以下の部分につき</u>	<u>資産総額 × 0.050%</u>	
<u>500億円超1,000億円以下の部分につき</u>	<u>資産総額 × 0.040%</u>	
<u>1,000億円超2,000億円以下の部分につき</u>	<u>資産総額 × 0.035%</u>	
<u>2,000億円超3,000億円以下の部分につき</u>	<u>資産総額 × 0.030%</u>	
<u>3,000億円超5,000億円以下の部分につき</u>	<u>資産総額 × 0.025%</u>	
<u>5,000億円超の部分につき</u>	<u>資産総額 × 0.020%</u>	
<p>④ <u>上記報酬については本投資法人の直前の決算確定後1か月以内に資産保管会社の指定する銀行口座への振込み又は口座振替の方法によりに支払う。</u></p>		
<p>3. <u>成立時の一般事務を行う一般事務受託者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要</u></p>		(削除)
<p>(1) <u>名称及び住所</u> <u>三菱信託銀行株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u></p>		
<p>(2) <u>委託すべき業務の内容</u></p>		
<p>① <u>投資主総会、役員会の機関の運営に関する事務（発行する投資口の名義書換に関する事務等を委託する一般事務受託者が行う事務を除く）</u></p>		
<p>② <u>計算に関する事務</u></p>		
<p>③ <u>会計帳簿の作成に関する事務</u></p>		
<p>④ <u>納税に関する事務</u></p>		
<p>(3) <u>契約期間</u> <u>本契約締結日から2年間とし、期間満了の3か月前までに相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、さらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。</u></p>		
<p>(4) <u>契約期間中の解除に関する事項</u></p>		
<p>① <u>各当事者は、その相手方が契約に定める義務又は債務を履行しないときは、相手方に期間を定めて通知催告を行うことにより、契約を解除することができる。</u></p>		

変更前	変更後
<p>② <u>各当事者は、その相手方が支払いの停止もしくは手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは滞納処分を受けたとき、解散原因の発生、又は破産、特別清算開始、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、その他これらに準ずる倒産手続開始の申し立てがなされたときは通知催告その他の手続きを要せずに契約を解除できる。</u></p> <p>(5) <u>契約内容の変更</u> 当事者間で協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、契約内容の変更ができる。</p> <p>(6) <u>報酬</u></p> <p>① <u>上記(2)①から④の事務に係る報酬(以下「一般事務報酬」という。)は、本投資法人の直前の決算日を最終日とする各計算期間(以下「計算期間」という。)において、本投資法人の直前決算期における貸借対照表上の資産総額(投信法第131条に定める承認を受けた、投信法第129条第1項第1号に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいう。以下同じ。)に基づき以下の基準報酬額表により算定した額を上限とし、その資産構成に応じて算出した金額に消費税を加算した額とする</u></p> <p>② <u>経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不適当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議のうえ、一般事務報酬の金額を変更することができる。なお、当該協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を本投資法人が一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とする。</u></p>	

変更前	変更後																
<p>③ 第1項の定めにかかわらず、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期（当該計算期間初日までに本投資法人の第1回目の決算期が到来していない場合には設立日とする。）における貸借対照表上の出資総額が5億円以下の場合、当該報酬の金額は月額8万円（消費税別）とする。なお、当該計算期間中に本投資法人の出資総額が5億円を超えた場合は、出資総額が5億円を超えた日を基準日として、当該計算期間の初日から基準日（同日を含まない。）までの期間の実日数を365で除した割合で96万円を按分計算した金額と、基準日（同日を含む。）から当該計算期間末日（同日を含む。）までの期間の実日数を365で除した割合で、基準日における出資総額に基づき以下の基準報酬額表により計算した額を按分計算した金額の合計金額に消費税を加算した金額とする。</p> <table border="1" data-bbox="172 934 782 1511"> <thead> <tr> <th>資産総額</th> <th>算定方法（年率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分につき</td> <td>資産総額 × 0.110%</td> </tr> <tr> <td>100億円超500億円以下の部分につき</td> <td>資産総額 × 0.080%</td> </tr> <tr> <td>500億円超1,000億円以下の部分につき</td> <td>資産総額 × 0.060%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超2,000億円以下の部分につき</td> <td>資産総額 × 0.055%</td> </tr> <tr> <td>2,000億円超3,000億円以下の部分につき</td> <td>資産総額 × 0.040%</td> </tr> <tr> <td>3,000億円超5,000億円以下の部分につき</td> <td>資産総額 × 0.035%</td> </tr> <tr> <td>5,000億円超の部分につき</td> <td>資産総額 × 0.030%</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 上記報酬については本投資法人の直前の決算確定後1か月以内に一般事務受託者の指定する銀行口座への振込み又は口座振替の方法により支払う。</p>	資産総額	算定方法（年率）	100億円以下の部分につき	資産総額 × 0.110%	100億円超500億円以下の部分につき	資産総額 × 0.080%	500億円超1,000億円以下の部分につき	資産総額 × 0.060%	1,000億円超2,000億円以下の部分につき	資産総額 × 0.055%	2,000億円超3,000億円以下の部分につき	資産総額 × 0.040%	3,000億円超5,000億円以下の部分につき	資産総額 × 0.035%	5,000億円超の部分につき	資産総額 × 0.030%	
資産総額	算定方法（年率）																
100億円以下の部分につき	資産総額 × 0.110%																
100億円超500億円以下の部分につき	資産総額 × 0.080%																
500億円超1,000億円以下の部分につき	資産総額 × 0.060%																
1,000億円超2,000億円以下の部分につき	資産総額 × 0.055%																
2,000億円超3,000億円以下の部分につき	資産総額 × 0.040%																
3,000億円超5,000億円以下の部分につき	資産総額 × 0.035%																
5,000億円超の部分につき	資産総額 × 0.030%																

変更前	変更後
<p>4. 発行する投資口の名義書換に関する事務等を委託する一般事務受託者（以下「名義書換事務等受託者」という。）の名称、住所並びに締結すべき契約の概要</p> <p><u>(1) 名称及び住所</u> <u>住友信託銀行株式会社</u> <u>大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号</u></p> <p><u>(2) 委託すべき業務の内容</u></p> <p><u>① 投資口の名義書換、実質投資主通知の受理、実質投資主間及び一般投資主と実質投資主間の名寄せ、質権の登録又はその抹消及び信託財産の表示又はその抹消に関する事務</u></p> <p><u>② 一般投資主、実質投資主及び登録質権者又はこれらの法定代理人もしくは以上の者の常任代理人の住所、氏名及び印鑑の登録又はその変更登録に関する事務</u></p> <p><u>③ 投資口に関する諸届出の受理に関する事務</u></p> <p><u>④ 投資主名簿、実質投資主名簿及びこれらに付属する書類の作成、管理並びに投資主名簿及び実質投資主名簿の閲覧又は謄写本もしくは証明書の交付に関する事務</u></p> <p><u>⑤ 投資証券不所持に関する事務</u></p> <p><u>⑥ 投資証券の交付に関する事務</u></p> <p><u>⑦ 投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務</u></p> <p><u>⑧ 分配金の計算及び支払に関する事務</u></p> <p><u>⑨ 投資口に関する照会に対する応答及び事故届出の受理に関する事務</u></p> <p><u>⑩ 投資口に関する諸統計及び官庁、証券取引所等への届出もしくは報告に関する資料の作成事務</u></p> <p><u>⑪ 投資口の追加発行、最低純資産額の減少、投資口の分割併合、投資法人の合併等の臨時事務</u></p> <p><u>⑫ 一般投資主、実質投資主に対する通知、催告、報告等の発送に関する事務</u></p> <p><u>⑬ 前各号に掲げる事項に付随する事務</u></p> <p><u>(3) 契約期間</u> <u>契約の効力発生日から2年間とし、期間満了の3ヶ月前までに本投資法人又は名義書換事務等受託者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p>(4) <u>契約期間中の失効に関する事項</u> <u>本契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失う。</u></p> <p>① <u>当事者間の文書による解約の合意。この場合には本契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効する。</u></p> <p>② <u>当事者のいずれか一方が本契約に違反があり催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものとする。ただし、各当事者は本契約失効後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げない。</u></p> <p>(5) <u>契約内容の変更</u> <u>当事者間で協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、契約内容の変更ができる。</u></p> <p>(6) <u>報酬</u></p> <p>① <u>名義書換事務等受託者に支払う手数料（以下「業務手数料」という。）は、投資主数、名義書換事務等受託者の事務の取扱量に応じて算出される事務手数料（本投資法人与名義書換事務等受託者との間で締結される一般事務業務委託契約書に定める料率に基づき計算される手数料をいう。以下「経常事務手数料」という。）及び本投資法人与名義書換事務等受託者が臨時の事務ごとに協議して定める手数料の合計額とする。</u></p> <p>② <u>上記①の経常事務手数料は、1営業期間につき当該営業期間に係る決算日の総資産額の0.1%を上限とする。</u></p> <p>③ <u>上記①により本投資法人が負担すべき業務手数料につき、名義書換事務等受託者は、毎月15日までに前月にかかる事務処理量に応じて算出される金額並びに当該手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を計算のうえ本投資法人に対し請求し、本投資法人はその月の末日までに、これを名義書換事務等受託者に支払う。</u></p>	

(2) 変更の年月日

平成18年6月27日